

立川市総合リサイクルセンター廃自転車売却

(単価契約) 仕様書

1. 目的

発注者で回収した自転車のうち発注者で認めたもの（以下『廃自転車』という。）を再資源化の用に供し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

2. 搬出及び引き渡し場所

廃自転車の搬出場所は立川市総合リサイクルセンター内とし、貴社輸送車両に積載した時点をもつて引渡しをしたものとする。

東京都立川市西砂町4丁目77番地の1

施設名：立川市総合リサイクルセンター（以下『センター』という。）

3. 搬出日及び搬出時間

搬出日は事前に発注者と打ち合わせのうえ、決定するものとする。

搬出車両のセンターへの入出場時間は、原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までとする。

4. 搬出品目

発注者で回収した不燃ごみ及び粗大ごみのうち、発注者で選別した廃自転車とする。

5. 保管

選別された廃自転車は、センター内指定場所にて保管し、受注者はこれを支障が生じないうちに搬出しなければならない。

6. 経費の負担

- 1) 搬出品目の積込みは原則として、受注者がおこなう。
- 2) 積込みに使用する機械等は発注者で貸出し、燃料費等の経費は発注者の負担とする。
- 3) 受注者の故意または過失による機械の損傷、故障等については一切受注者の負担とする。
- 4) その他搬出に要する経費は受注者の負担とする。

7. 機械等の運転

機械等を運転する作業員は、それぞれの機械等に必要な免許または資格（以下『免許等』という。）を保有していなければならない。発注者から免許等の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。

8. 運搬

- 1) 受注者は運搬の際、道路交通法等の関係法規を遵守すること。
- 2) 運搬に使用する車両は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 - ③ 低公害・低燃費な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の写しを、契約後または変更後、速やかに提出すること。

9. 計量

- 1) 発注者は搬出される廃自転車の計量を行い、その都度計量票を受注者に渡すものとし、受注者は月ごとに搬入実績または作業報告書等（以下『報告書』という。）を発注者に提出するものとする。
- 2) 発注者は計量票及び報告書等により売却量及び金額を確認の上、受注者に代金を請求するものとする。
- 3) センターのトラックスケールの仕様は次のとおりだが、積載面積及び使用範囲に適わない車両で搬出する場合は、別途協議とする。

1. 形状	ロードセル式（ピット型）
2. 数量	入口用1台 出口用1台 計2台
3. 目量	10kg
4. 積載面積	3,000mm×7,500mm
5. 使用範囲	25,000kg～200kg
6. 使用公差	0kgを超える場合 ±10kg 5,000kgを超える場合 ±20kg 20,000kgを超える場合 ±30kg

※使用公差は日本工業規格B7611-2によるもの

10. 契約

- 1) 契約期間は1年間とする。ただし、流通市場価格の変動などにより、発注者及び受注者が協議して売却単価が不適当であると認めたときは、売却単価を変更することができる。
- 2) 売却単価が逆有償となったときには、当契約を直ちに停止し、別途協議することとする。

11. 適正処理の報告

- 1) 搬出した廃自転車の処理方法及び処分先、処理に伴って生じた廃棄物の処分先について、契約後又は変更後速やかに報告しなければならない。なお、搬出した廃自転車を国内に流通させるときは、自転車防犯登録の抹消登録を受注者にて行うこと。
- 2) 前項報告に虚偽の事項または関係法令に違反する事項があった場合、発注者は受注者に対して是正すべきことを命ずることができる。
- 3) 受注者が前項是正措置を講じないときは、発注者は搬出停止または契約解除を行うことができる。

12. その他

- 1) 実施にあたっては、契約書及び約款を遵守すること。
- 2) 搬出した廃自転車を再びセンターに搬入することは認めない。
- 3) 搬出作業に伴い、施設及び機械等に損傷を与えた時は、速やかに原形に復すること。
- 4) 運搬中の積荷の落下及び飛散等がないよう十分な方策を講じ、これを防止すること。
- 5) 受注者は本契約を履行するにあたり、関係法令はもとより、企業の社会的責任において諸法令を遵守しなければならない。法令違反が認められた場合、発注者は、本契約を破棄することができ、契約不履行により発注者が被った損害について受注者は補償しなければならない。

13. 疑義

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

－別表－ 提出書類一覧表

提出書類	提出内容	提出時期
免許等の写し	作業従事職員ごと	発注者から提示を求められたとき
処分方法、処分先または売却先	処分または売却先ごと	契約後又は変更後速やかに
自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書の写し	搬出車両ごと	契約後又は変更後速やかに
報告書	搬出品目及び搬出日ごと	前月末締めの報告書を当月 10 日までに

※いずれも書面を以て提示または提出すること。